

第一章 總 則

第一條 本校ノ學科ハ日本畫科、西洋畫科、彫刻科、圖按科、金工科、鑄造科、漆工科及圖畫師範科トス

日本畫科、西洋畫科、彫刻科、圖按科、金工科、鑄造科、漆工科ハ各専門ノ技術家ヲ養成スルヲ主旨トス

圖畫師範科ハ師範學校、中學校、高等女學校ノ圖畫教員タルベキモノヲ養成スルヲ主旨トス

前項ノ外豫備科、研究科ヲ置ク

第二條 本校ノ修業年限ヲ定ムルコト左ノ如シ

圖畫師範科ヲ除ク外各學科ハ豫備科ヲ通シテ五箇年トシ入學ノ始ニ於テ一學期間豫備科ヲ履修セシメ最後ノ二學期間ハ専ラ卒業製作ニ従事セシム

圖畫師範科ハ三ヶ年トス

(『東京美術學校一覽從明治四十年至明治四十一年』)

⑤ 「生徒心得」改正

明治四十年九月、「生徒心得」が改正された。新旧の対比を左に示す。

第五 (旧心得) 「登校ノ節ハ本校所定ノ制服ヲ着用シ靴ヲ穿ツ

ベシ 若シ病氣其他已ムヲ得ザル事故ニ依リ此條規ニ從フ能ハザル場合ニ在テハ其旨届出ツベシ 若シ五日ヲ超ユルトキハ病氣ノモノハ醫證ヲ添ヘ本校ヘ、届出デ許可ヲ受クベシ 但届書ハ門ヲ入ルトキ必ズ門衛ニ示スベシ

若シ之ヲ示サミルトキハ門衛ヲシテ入門セシメザルコトアルベシ」

(新心得) 「登校ノ節ハ必ず本校所定ノ制服制帽ヲ着用シ靴ヲ穿ツベシ 如何ナル事由アルモ和服ヲ着用シテ教室ハ勿論校舎内ニ出入スルコトヲ許サズ」

第十八 (旧心得) 「在學中ハ鄙猥ノ製作ヲナシ又ハ製作物ヲ私

ニ内外ノ展覽會等へ出品スベカラズ」

(新心得) 「在學中ハ鄙猥ノ製作ヲナス等ノコトアルベカラズ」

第五における改正は生徒の服装取締り強化を意味する。これが文相牧野伸顕による「学生生徒ノ振肅ニ関スル件」(明治三十九年六月公布)に示された学生の思想風紀取締強化の方針に従ってとられた措置であるのか、或いは本校の特殊な事情による措置なのかは定めがたいが、こうして始まった取締り強化は生徒の反感を招き、大正五年の東京美術學校改革運動の一つのきっかけとなった。

第十八における改正は、特に文展開設を目前に控えて制作に意欲を燃やす生徒たちにとっては歓迎すべき措置であったといえよう。

⑥ 彫刻授業法改正

明治四十年十一月、彫刻科の学科課程が改正され、同科は塑造、木彫、牙彫の三部に分けられた(『東京美術學校一覽從明治四十年至明治四十一年』所載「沿革略」)。彫刻科は明治三十二年九月に塑造科が新設されたため木